

「はかり」の定期検査を受けましょう

【問合せ】

商工観光課 商工振興班

☎773-6665

売買などの取引や業務上の証明行為などに使用する「はかり」は、計量法で2年に1回の定期検査が義務付けられています。定期検査を受けていない「はかり」や不合格の「はかり」を使用すると、計量法で罰せられることがあります。

前回検査を受けた人と事業所に、事前調査書を送付します。必要事項を記入し、商工観光課へ返送してください。

新しく事業を始めた人など、事前調査書が届かない場合は、お問い合わせください。

定期検査対象の「はかり」例

- ・ 商店・露店・行商などで商品の計り売りに使用するもの
- ・ 病院・薬局などで薬の調剤用に使用するもの
- ・ 病院・医院・診療所・学校・幼稚園・保育園などで、健康診断、身体検査用に使用するもの(体重計)
- ・ 運送業者などが、貨物運賃の算出などに使用するもの(宅配便の取次店を含む)
- ・ 農業・漁業などに従事する人が農

産物・水産物などの売買または出荷のために使用するもの(農協などで再計量するものは除く)

- ・ 工場・事業所などで原材料の購入・製品の販売・出荷や納品検収用に使用するもの
- ・ 公共機関への報告や公共機関が行う統計の公表などに使用するもの
- ・ 大型計量器や土地、建物に固定された計量器を所有している事業者(計量士による代検査の対象となります)
- ・ 高精度はかり・運搬が著しく困難な包装機・値付機付はかりを所有している事業者(計量士による所)

※高精度はかりとは、電気式はかりで、ひょう量/目量が1/10000未満

免除対象の「はかり」

検定証印または基準適合証印を付した年月(検定証印または基準適合証印の隣接した箇所に付されています)から3年以内のものは、購入後1回目の定期検査が免除されていますが、平成31年4月1日付で法律が改正され、次のような取り扱いになりました。

改正前

平成31年3月以前の年月が付されたものは、付されてから3年以内の購入後1回目の定期検査を免除

改正後

平成31年4月以降の年月が付されたものは、付されてから1年以内の定期検査を免除

【例】

前回(平成30年6月)検査以降に新規購入したものが
 ・平成30年7月～平成31年3月までの年月が付されている場合は、改正前の法律が適用されるため免除
 ・令和元年7月以降の年月が付されている場合は、改正後の法律が適用されるため免除

その他

事前調査の結果により対象者となった場合は、一般社団法人新潟県計量協会から検査日のおおむね2週間前に検査通知書(検査日時・会場を明記したはがき)が届きます。

検査手数料は、検査当日に現金でお支払いください。その場で領収書を交付します。

受験を失念した場合や都合により量協会にご連絡ください。新潟県計量協会(新潟県三条地域振興局内)

☎0256-3612354

令和2年度 特定計量器定期検査の日程

会場	期日・受付時間
コミュニティホール さわらび	6月16日(火) 10:00～11:30 13:00～15:30
	6月17日(水) 9:00～11:30 13:00～15:30
	6月18日(木) 9:00～11:30 13:00～15:30
	6月19日(金) 9:00～11:30(午前のみ)
塩沢公民館	6月22日(月) 10:00～11:30 13:00～15:30
	6月23日(火) 9:00～11:30 13:00～15:30
	6月24日(水) 9:00～11:30 13:00～15:30
	6月25日(木) 9:00～11:30 13:00～15:30
	6月26日(金) 9:00～11:30(午前のみ)